

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩見沢市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部事業社に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道岩見沢市長

公表日

令和2年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の概要</p> <p>国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、賦課徴収、各種給付業務を行っている。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務</p> <p>②保険給付の支給に関する事務</p> <p>③国民健康保険料の決定及び賦課に関する事務</p> <p>④国民健康保険料の徴収及び収納に関する事務</p> <p>⑤国民健康保険料の滞納整理に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p>
③システムの名称	税総合システム、税総合システムテスト環境、番号連携サーバー、中間サーバー次期国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、41-2、43、44、46、49、53、55-2条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25、25-2、26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩見沢市健康福祉部国保医療助成課
②所属長の役職名	国保医療助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩見沢市総務部庶務課 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩見沢市健康福祉部国保医療助成課 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税総合システム、番号連携サーバー、中間サーバー	税総合システム、番号連携サーバー、中間サーバー 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	国保広域化に伴いシステムによる情報連携が開始される前に見直す
平成29年4月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25条及び第26条 	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、41-2、43、44、46、49、53、55-2条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25、25-2、26条 	事前	
平成29年4月25日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保医療助成課長 永井 亘	国保医療助成課長 竹村浩一	事後	人事異動による
令和1年7月1日	Ⅱの1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅱの2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年7月1日	新様式への変更			事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	②事務の概要	<p>1. 事務の概要 国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、賦課徴収、各種給付業務を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給に関する事務 ③国民健康保険料の決定及び賦課に関する事務 ④国民健康保険料の徴収及び収納に関する事務 ⑤国民健康保険料の滞納整理に関する事務</p>	<p>1. 事務の概要 国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、賦課徴収、各種給付業務を行っている。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p>	事前	オンライン資格確認の導入に伴いシステムによる情報連携が開始される前に見直す

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給に関する事務 ③国民健康保険料の決定及び賦課に関する事務 ④国民健康保険料の徴収及び収納に関する事務 ⑤国民健康保険料の滞納整理に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>		
令和2年9月1日	③システムの名称	税総合システム、番号連携サーバー、中間サーバー次期国保総合システム及び国保情報集約システム	税総合システム、税総合システムテスト環境、番号連携サーバー、中間サーバー次期国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の導入に伴いシステムによる情報連携が開始される前に見直す

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第24条 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	オンライン資格確認の導入に伴いシステムによる情報連携が開始される前に見直す

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109 の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、41-2、43、44、46、49、53、55-2条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25、25-2、26条 	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109 の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、41-2、43、44、46、49、53、55-2条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25、25-2、26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	オンライン資格確認の導入に伴いシステムによる情報連携が開始される前に見直す